

●香川県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年7月28日から同年8月18日まで一般の縦覧に供する。

平成21年7月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津丸亀線（205号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|-----------------|---------------|---------------------------|
| 仲多度郡多度津町大字奥白方字北の前 1586番2地先から 仲多度郡多度津町大字奥白方字中落1232 番1地先まで | 16.0~37.5 | 370 | 平成14年香川県告示第381号で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成21年7月30日